

# 『肥前国風土記』地名改名記事

—「訛」と「改」との差異—

大野 まゆみ

## 序

『肥前国風土記』には四十二の記事がある。そのうち四十一の記事が地名起源を説明しており、地名説話中心の構成となっている。中でも注目したいのが、「訛」「改」を用いた地名改名記事である。その数は十七説話にもほり、『肥前国風土記』の特徴的な表現としてしばしば指摘されている。<sup>①</sup>例えば、荻原千鶴氏は次のように述べている。<sup>②</sup>

『豊後国風土記』『肥前国風土記』にとって、地名とはまず標目であり、過去において、天皇によって制定された制度である。であればこそ、現在の標目との音韻上のギャップは、しばしば、後人による「訛」や「改」といった、形質的変形によって説明される。起源の地名と現在の地名との間に、ギャップのほとんど存在しない『播磨国風土記』や、

数少ないギャップを今人の「誤」という、真正の喪失の指摘によって説明する『出雲国風土記』とは、異なる地名叙述意識がここにはある。

荻原氏は、「起源の地名」（伝承中の地名。以下本稿では〈伝承地名〉とする。）と「現在の地名」（以下本稿では〈現実地名〉とする。）との音韻上のギャップを埋めるために「訛」「改」が使用されているとされる。〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係の中で「訛」「改」を捉えておられる点は、他国風土記とは異なる『肥前国風土記』の特徴を捉える上で重要な指摘である<sup>③</sup>と考える。

ただし、その際に「訛」と「改」を同じ効果をもたらす表現として扱っている点は再考を要する。それは、「訛」「改」の字義を考えると全く同じ効果を持つ表現とは捉え難いからである。「訛」の字義は「民之訛言」（『毛詩』小雅・正月）の鄭箋に「訛、偽也」<sup>③</sup>、「訛言大水至」（『漢書』成帝紀）の師古注に「訛、

偽也<sup>(4)</sup>」とあり、「訛」の字義は「いつはる」である。一方、「改」の字義は『説文』に「改、更也<sup>(5)</sup>」とあるように「あらためる」である。改名前の〈伝承地名〉と改名後の〈現実地名〉の関係性に対する編纂者の意識は、「訛」「改」いずれを用いるかで異なることが予想される。つまり、同じ地名改名記事であっても、編纂者の意識の違いが用字の違いに表れている可能性がある。

そこで本稿では、地名改名記事における「訛」「改」という表記の差異を考察する。それによって、編纂者が意識していたであろう〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係性及びそれらと〈伝承〉との関係性を追究し、『肥前国風土記』における表記意識の一端を明らかにしたい。

## 一 〈伝承地名〉の位置づけ

「訛」「改」による地名改名記事の差異を考察する前に、〈伝承地名〉の位置づけについて考えておきたい。〈伝承地名〉の現れ方は、次の二つの形式に分けられる。

① 〈伝承〉↓「因」↓〈伝承地名〉↓「訛」又は「改」↓〈現実地名〉

② 〈伝承〉 + 〈伝承地名〉↓「訛」又は「改」↓〈現実地名〉

この二つの形式の違いを、具体例を挙げて説明する。〈伝承地名〉〈現実地名〉には、〈 〉を付けて表す。

A 昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇、巡狩しし時、

此の郡の百姓、部擧りて參集ひしに、御狗、出でて吠えき。

ここに、一の産婦ありて、御狗を臨に見るに、即て吠え止

みき。因りて〈犬の聲止むの國〉といひき。今は訛りて〈養父の郡〉と謂ふ。<sup>(6)</sup>

(養父郡)

Aは形式①の例である。Aでは、天皇が巡狩した時の出来事が〈伝承〉にあたり、その〈伝承〉と〈伝承地名〉とは「因りて」によって結びつけられている。「因」の字義は、「因智而明之」(『呂氏春秋』の高誘注に「因、依也<sup>(7)</sup>」とあるように「原因・理由」である。したがって、Aでは、〈伝承地名〉が〈伝承〉に起因することを示している。実際に〈伝承〉を見ると、波線で示した部分が〈伝承地名〉のもととなっていることが分かる。つまり、〈伝承地名〉は〈伝承〉という根拠を持つことになるのである。それによって、〈伝承地名〉の实在性が増し、地名としての価値が生まれると考えられる。この形式①の地名改名記事は他に十二例ある。

B 俳徊り、四もを望みますに、四方分明かりき。因りて〈分

明の村〉といひき。分明を佐夜氣悉と謂ふ。今は訛りて〈狹

山の郷〉と謂ふ。<sup>(8)</sup>

(養父郡狹山郷)

C 天皇、勅りたまひしく、「蠅の聲、甚囂し」<sup>(9)</sup>とのりたまひき。因りて〈囂の郷〉といひき。今、〈蒲田の郷〉と謂ふは、

訛れるなり。<sup>(10)</sup>

(神埼郡蒲田郷)

D ここに、大荒田いひしく「此の婦は、如是、實に賢女なり。故、賢女を以ちて、國の名と爲せむと欲ふ」といひき。因りて

〈賢女の郡〉といひき。今、〈佐嘉の郡〉と謂ふは、訛れるなり。<sup>(11)</sup>

(佐嘉郡)

E 皇后、のりたまひしく、「甚、希見しき物 希見を梅豆羅志と謂ふ」とのりたまひき。因りて〈希見の國〉といひき。

今は訛りて〈松浦の郡〉と謂ふ。 (松浦郡)

F 時に、霞、四もを含めて物の色見えざりき。因りて〈霞の里〉といひき。今、〈賀周の里〉と謂ふは、訛れるなり。

(松浦郡賀周里)

G 潮の満つ時は、流れに逆ひて浜洶る。流るる勢は太だ高し。

因りて〈潮高満川〉といひき。今は訛りて〈塩田川〉と謂ふ。 (藤津郡塩田川)

H 加以、陪従の船、風に遭ひて、漂ひ没みき。ここに、土蜘蛛、

名は鬻比表麻呂といふものありて、其の船を拯濟ひき。因りて名を〈救の郷〉といひき。今、〈周賀の郷〉と謂ふは、

訛れるなり。 (彼杵郡周賀郷)

I 天皇、宣りたまひしく、「實に然あらば、神の社に奉め納らむ。永き世の財と爲すべし」とのりたまひき。因りて〈永世の社〉と號けき。後の人、改めて〈長岡の社〉といふ。

(基肄郡長岡神社)

J 孟春正月に反りて清く冷く、人始めて飲喫む。因りて〈酒井の泉〉といひき。後の人、改めて〈酒殿の泉〉といふ。

(基肄郡酒殿泉)

K 鳥屋を此の郷に造り、雑の鳥を取り聚めて、養ひ馴づけて朝廷に貢上りき。因りて〈鳥屋の郷〉といひき。後の人、

改めて〈鳥櫛の郷〉といふ。 (養父郡鳥櫛郷)

L 天皇、勅りたまひしく、「夜裏は御寐甚安穩かりき。此の村は天皇の御寐安の村と謂ふべし」とのりたまひき。因り

て〈御寐〉と名づく。今は寐の字を改めて根と爲せり。

(神埼郡三根郷)

M 日本武尊、巡り幸しし時、樟の茂り榮えたるを覽まして、勅りたまひしく、「此の國は榮の國と謂ふべし」とのりたまひき。因りて〈榮の郡〉といひき。後に改めて〈佐嘉の郡〉と號く。 (佐嘉郡)

A 〽 H では、〈伝承地名〉は「訛」を理由に〈現実地名〉に改名される。I 〽 M では、「改」という改める意思をもつて〈現実地名〉へと改名される。〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係は「訛」「改」の差異が考えられるが、〈伝承〉と〈伝承地名〉の関係においては、「因」で結ばれる点で共通している。そのため、「訛」「改」のいずれを用いる場合でも、〈伝承地名〉に価値を与えるという姿勢は共通しているのである。次に形式②について例を挙げて説明する。

N 此の郷の中に井あり。名を米多井といふ。水の味は鹹し。

曩者、海藻、此の井の底に生ひたりき。纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇、巡狩しし時、井の底の海藻を御覽して、即て勅して名を賜ひて、〈海藻生ふる井〉といひき。今は訛りて〈米多井〉と謂ひて、郷の名と爲せり。 (三根郡米多郷条)

形式②の N の 〈伝承〉は天皇が巡狩した出来事であるが、〈伝承地名〉は天皇の勅命として〈伝承〉の中に現れる。傍線で示

した「勅して名を賜ひて」が表すように、天皇の勅命によって地名が決定され与えられているのである。この、天皇の勅命は強制力を伴うものである。これは、同じ『肥前国風土記』の「琴木岡」条からも読み取れる。

此の地は平原にして、元來岡なかりき。大足彦の天皇、勅りたまひしく、「此の地の形は、必ず岡あるべし」とのりたまひて、即ち、群下に令せて、此の岡を起し造らしめたまひき。

(神埼郡琴木岡条)

天皇の勅命によってもとれない岡を新たに造っている。このように、地形を変えてしまうほど天皇の勅命は絶大な権力を持つのである。したがって、天皇の勅命によって与えられた〈伝承地名〉は、天皇の権威が付与された絶対的な地名と捉えることが出来る。そのため、形式①と同じく形式②においても、〈伝承〉によって〈伝承地名〉は地名としての価値を持つと言えるのである。形式②の地名改名記事は他に四例ある。

○天皇、御覽して、郡臣等に詔りたまひしく、「此の郡は、

〈群嶋郡〉と謂ふべし」とのりたまひき。今、〈群嶋の郡〉

と謂ふは、訛れるなり。(群嶋郡条)

P 勅りたまひしく、「地の勢は少くあれども、食物は豊に足

へり。〈豊足の村〉と謂ふべし」とのりたまひき。今、〈託

羅の郷〉と謂ふは、訛れるなり。(藤津郡託羅郷条)

Q 天皇、勅りたまひしく、「此の國は、〈具足玉の國〉と謂ふ

べし」とのりたまひき。今、〈彼杵の郡〉と謂ふは、訛れるなり。(彼杵郡条)

R 天皇、勅りたまひしく、「彼の國は、〈霧の國〉と謂ふべし」とのりたまひき。後の人、改めて〈基肆の國〉と號く。(基肆郡条)

これらO～Rは、天皇の詔勅がそのまま〈伝承〉に用いられ、「謂ふべし」という言葉で地名の決定が表されている。〈伝承地名〉が天皇の勅命で決定している点でNと共通している。N～Qは「訛」による改名であり、Rは「改」を用いた改名という差異があるが、〈伝承〉と〈伝承地名〉の関係に異なりは見られない。以上の考察から、形式①と形式②では〈伝承〉と〈伝承地名〉を「因」で結びつけるか、天皇の勅命を用いるかという差異はあるものの、〈伝承地名〉に価値を置くという点では共通していることが分かる。この〈伝承地名〉の価値は、「訛」「改」いずれの地名改名記事にも共通する姿勢である。〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係の異なりを表していると考えられる「訛」「改」を考察するにあたり、この〈伝承地名〉の位置づけは重要になると思われる。

## 二. 〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係性

では、「訛」と「改」とはどのような点で相違するのか、〈伝承地名〉と〈現実地名〉の関係に着目して考察していく。

『肥前国風土記』中で「訛」を用いた地名改名記事は、全十二例である。先に引用した通り、「訛」の字義は「いつはる」である。その「訛」による改名の形式は、

今、〈現実地名〉と謂ふは、訛れるなり。(今謂 〈現実地名〉 訛之也)

今は訛りて〈現実地名〉と謂ふ。(今訛 〈現実地名〉)

である。「いつはる」の対象は〈現実地名〉と言える。そのため、〈現実地名〉を「いつはり」とすることによって、〈現実地名〉を正統な地名としない意識が認められる。つまり、正統な地名として捉えているのは、「訛」の前の〈伝承地名〉ということである。このことは、既に秋本吉郎氏によって指摘がなされている。

豊後・肥前国及び逸文として伝わる九州諸国の風土記では、(中略) 現実の地名を正とするよりは伝承によって説明せられる名称を正とし、それを改めたというよりは訛り誤つたとするのであつて、伝承の説明する名称が地名として実在したか疑わしく、官命にいう地名の嘉好を求めた改名として処理し得る如き説明を伝承の中より求め出し、しかもその伝承による説明を権威あるものとして、現実地名を誤訛としたものの如く解される。

秋本氏は、「訛」による地名改名を「伝承の権威」と結びつけておられる。〈現実地名〉を否定する表現である「訛」には、〈伝承地名〉を絶対的なものとして捉える意識がある。したがって「訛」は、〈伝承地名〉とその価値を保証する〈伝承〉とを重視すると言える。つまり、〈伝承〉が付与した〈伝承地名〉の価値は、〈現実地名〉が用いられるようになってからも変わらずあり続けるというのが「訛」を用いる場合の表現意識なのである。

次に、「改」を用いた地名改名記事を考察する。『肥前国風土

記』中で、「改」を用いた地名改名記事は全六例である。「改」の字義は「あらためる」であり、その対象は〈伝承地名〉である。これは、〈伝承地名〉に価値を置く表現意識とは異なっている。この問題を、実際の改名部分を見ながら考えていく。

S 因曰 <u>榮</u> 郡	後改號 <u>佐嘉</u> 郡	(佐嘉郡条)
T 可謂 <u>霧之國</u>	後人改號 <u>基肆</u> 國	(基肆郡条)
U 因曰 <u>酒井</u> 泉	後人改曰 <u>酒殿</u> 泉	(基肆郡酒殿泉条)
V 因曰 <u>鳥屋</u> 郷	後人改曰 <u>鳥櫨</u> 郷	(養父郡鳥櫨郷条)
W 因號 <u>永世</u> 社	後人改曰 <u>長岡</u> 社	(基肆郡長岡神社条)
X 因名 <u>御寐</u>	今改寐字爲根	(神埼郡三根郷条)

Sの改名は、「榮」一字から「佐嘉」という二字に改名されているのが特徴的である。この字数の変化については、先に引用した秋本氏の論にあつた「官命にいう地名の嘉好を求めた改名」であると考えられる。官命による改名とは、

官命第一項、郡郷名に好字を著けよということは、土地の名称に嘉き名を選び著けること、その地名を表記する漢字に好き字を採り用いること、かつ二字で表記すること、という三点を内容とするものと解される。

と捉えられているものである。また、Tの〈現実地名〉は「基肆」一音であるのに、表記上は「基肆」二字になっていることから、Sと同じく官命にしたがった好字意識による改名だと考えられる。

Uの改名では、〈伝承地名〉と〈現実地名〉の一字目「酒」

が共通している。このことから、〈現実地名〉は〈伝承地名〉を基にした改名であることがわかる。では、二字目の変更にはどのような意図があるのだろうか。Uでは、「井」が「殿」に改められている。「井」の字義は、『説文』の「井」の項に「井、八家为一井」とあることから、「小さな家の集まり」と捉えられるが、「殿」の字義は「先上殿」(『漢書』循吏傳第五十九)の師古注に「古者屋之高敞、通呼為殿」とあり、「大きな建物」と捉えられる。この字義の違いから、〈伝承地名〉に用いられた「井」の意味を発展させ、〈現実地名〉に「殿」を用いたと考えられる。ここには、より良い意味の文字に改名するという好字意識が見られる。

Uと同様に、Vも一字目の「鳥」が共通している。二字目の「屋」から「櫟」への変化もUと同様の好字意識が見られる。「屋」の字義は、『説文』に「屋、尻也」とあることから、「いえ、すみか」と捉えられる。一方「櫟」の字義は、同じく『説文』に「澤中守艸樓」とあり、「やぐら」と捉えられ、こちらも意味の発展が見られる。これらの用例からは、〈伝承地名〉の表記に拠りながらも、好字意識に基づき、より良い表記を発展させて〈現実地名〉の文字が改められたと考えられる。

Wの「永世」から「長岡」への改名では、文字は共通していない。しかし、字義を調べると『説文』に、「永」は「水長也」、「長」は「久遠也」とあり意味の共通性が見られる。また、「世」は「三十年爲一世」、「岡」は「山脊也」とあり、意味の共通性ははっきりとしないが、期限の有無という点ではより良い表記に発展させたと考えることも可能だろう。

Xでは改名後の〈現実地名〉を表記せずに、「寐」の文字を「根」に改めたとしている。表記を改めるといふ改名方法は、やはり好字意識の現われと捉えられるだろう。

以上、「改」を用いた地名改名には「官命による好字意識」が認められることを述べた。〈伝承地名〉を基にしていると考えられるため、〈伝承地名〉の価値は保たれているだろう。ただしここで注目したのは、「改」は〈伝承地名〉の表記のみを捉えた改名だということである。改められた〈現実地名〉は、〈伝承地名〉の表記のみから導くことができるのである。したがって、〈伝承地名〉の文字表記は〈伝承〉内容を踏まえたものであるが、その表記を改めた〈現実地名〉は、〈伝承〉内容との直接的な関係を絶つていえるといえる。つまり、「好字意識」はあっても、〈伝承〉が付与した〈伝承地名〉の基となる〈伝承〉の内容・意義自体は受け継がないのである。これが「改」を用いる場合の〈現実地名〉の表記意識なのである。そのことを如実に示した例がある。

### 三、地名改名と〈伝承〉内容の関わり

Y基肆の郡 郷は六所 里は二十七、驛は一所 小路、城は一所なり。昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇、巡狩しし時、筑紫の國御井の郡の高羅の行宮に御して、國內を遊覽するに、霧、基肆の山を覆へりき。天皇、勅りたまひしく、「彼の國は、霧の國と謂ふべし」とのりたまひき。後の人、改めて基肆の國と號く。今は郡の名と爲せり。

Yは前掲R「基肆郡」条の全文である。この内容は、「天皇が霧に覆われた山を見て」（〈伝承〉）、「霧の國」（〈伝承地名〉）が付けられ、改めて「基肆の國」（〈現実地名〉）が記されるというものである。〈伝承〉と〈現実地名〉との関係性をみる為、Y〈伝承〉の意味するところを考察する。

Y〈伝承〉と同様に、天皇が山を見るといふ伝承が『肥前国風土記』の「高來郡」条である。

Z高來の郡 郷は九所 里は廿一、驛は四所、烽は五所なり。昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇、肥後の國玉名の郡の長渚の濱の行宮に在して、此の郡の山を覽まして、のりたまひしく、「彼の山の形は別れ嶋に似たり。陸に屬ける山か、別れ居る嶋か。朕知らまく欲ふ」とのりたまひき。仍ち、神大野宿禰に勅せて、看しめたまひしかば、此の郡に往き到りき。爰に、人あり、迎へ來て、いひしく、「僕は此の山の神、名は高來津座とまをす。天皇のみ使の來ますことを聞きて、迎へ奉らくのみ」とまをしき。因りて高來の郡といふ。

Zでも、傍線で示したように天皇が山を見ている。また、波線で示したように、山の全貌が分かっていない点もYとZの共通点である。しかし、YとZでは、山を見た後の天皇の対応が異なっている。Zでは、二重傍線で示したように山を確認させるため使者を派遣しているが、Yでは霧に覆われて山の様子が分からないにもかかわらず、確認させないのである。

そもそも『肥前国風土記』において「山」は決して安全な場

所とはいえない。Zでは「山の神」として土着の先住勢力者が描かれている。

a 同じき天皇、行幸しし時、土蜘蛛八十女、又、此の山の頂にあり、常に皇命に捍ひて、降服ひ肯へざりき。ここに、兵を遣りて、掩ひ滅さしめたまひき。因りて孃子山といふ。

（杵嶋郡孃子山条）

このaでは、山には天皇の抵抗勢力である土蜘蛛がいると具体的に表している。この他にも『肥前国風土記』では、天皇に対する抵抗勢力が山に存在することを描く。

b（前略）一ひといいらく、郡の西に川あり。名を佐嘉川といふ。年魚あり。其の源は郡の北の山より出で、南に流れて海に入る。此の川上に荒神ありて、往來の人、半を生かし、半を殺しき。ここに、縣主等の祖大荒田占問ひき。（略）

（佐嘉郡条）

c（前略）陪從、神代直に勅せて、此の郡の速來の村に遣りて、土蜘蛛を捕らしめたまひき。（中略）神代直、尋ね覓ぐに、山を超えて逃げ、落石の岑 郡より北の山なり に走りき。

（略）

（彼杵郡条）

bでは、荒ぶる神がいる場所は北の山を源とする川の上流である。また、cでは追われた土蜘蛛は落石の岑という北の山に逃走している。このように、『肥前国風土記』における「山」は抵抗勢力の存在を彷彿とさせる場所なのである。では、そのような「山」が「何かに覆われた状況」とはどのような状況なのだろうか。

d 昔者、此の里に土蜘蛛あり、名を海松樞媛といひき。纏

向の日代の宮に御宇しめしし天皇、國巡りましし時、陪從、大屋田子 早部君等が祖なり を遣りて、誅ひ滅ぼさしめたまひき。時に、霞、四も含めて物色見えざりき。因りて霞の里といひき。今、賀周の里と謂ふは、訛れるなり。

(松浦郡賀周里条)

e 昔者、同じき天皇、巡り幸しし時、志式嶋の行宮に在して、西の海を御覽すに、海の中に嶋あり、烟氣多に覆へりき。

陪從、阿曇連百足に勅せて察しめたまひき。爰に、八十餘りあり。就中の二つの嶋には、嶋別に人あり。第一の嶋は名は小近、土蜘蛛大耳居み、第二の嶋は名は大近、土蜘蛛垂耳居めり。自餘の嶋は、竝に人あらざりき。ここに、百足、大耳等を獲りて奏聞しき。天皇、勅して、誅ひ殺さしめむとしたまひき。(略) (松浦郡値嘉郷条)

f 同じき天皇、宇佐の濱の行宮に在して、神代直に詔りたまひしく、「朕、諸國を歴巡りて、既に平け治むるに至れり。未だ朕が治を被らざる異しき徒ありや」とのりたまひき。神代直、奏ししく、「彼の烟の起てる村は、猶、治を被らず」とまをしき。即て、直に勅せて、此の村に遣りたまふに、土蜘蛛あり、名を曰浮穴沫媛といひき。皇命に捍ひて、甚く禮なければ、即て誅ひき。因りて浮穴の郷といふ。

(彼杵郡浮穴郷条)

これら d、f の波線部は、それぞれ「霞」「烟」によって覆われている状況である。そして、その原因は傍線部に示されている通りいづれも土蜘蛛である。このように、覆われていて見えないという状況は、天皇の抵抗勢力である土蜘蛛の存在を示

ているのである。また、d、f は天皇のとする行動も共通している。二重傍線で示したように使者を派遣して状況を確認させ、抵抗勢力を服属させている。これは、Z・aとも共通した天皇の行為である。これらのことから、見えないのに確認に行かせないというY伝承における天皇の行為は、『肥前国風土記』の傾向からはずれた特異なケースと言うことが出来る。

では、天皇の「見る」又は「見えないものを確認させる」という行為は、何を表しているのか。秋元祐哉氏は、天皇の国見というミル行為は天皇による支配と天皇の特異性を表す行為であると述べている。<sup>10)</sup> この指摘に従うならば、Y伝承では天皇が見えないものを確認しないため、山にいる抵抗勢力を服することが出来ず、「霧の国」を支配していないことになる。『肥前国風土記』では、これまで見てきたように、天皇が抵抗勢力を誅殺する伝承も多く、天皇は支配者として描かれている。<sup>11)</sup> Zの場合は、その山の神が天皇の使者を迎えていることから、先住勢力の服従を表していると考えられる。<sup>12)</sup> その点で、Y〈伝承〉の内容は、抵抗勢力が服していないことを暗示させる内容になっている。

Y伝承の舞台である基肄郡基肄山には、肥前国で唯一「城」が設置されている。これは『国史大辞典』基肄郡項に、<sup>13)</sup>

天智天皇四年(六六五)基山(坊住山)に基肄城が築かれ、筑前国の大野城・水城とともに大宰府を囲んだ。

とあるように、大宰府の守備を任された三つの城の一つであり、肥前国でも要所であるといえる。それにも関わらず、天皇に確認・支配されないことを示すY〈伝承〉は、天皇支配がなされ



ていないという点で、朝廷にとっては好ましくない〈伝承〉である。このように、「改」を用いる地名改名記事には、好ましくない〈伝承〉を載せている場合がある。

ここで「改」と〈伝承〉との関係性に戻ってみる。Yの〈伝承地名〉である「霧の國」には、〈伝承〉中の「霧」を踏まえる。しかし、〈現実地名〉である「基肆の國」という表記には〈伝承〉の内容は踏まえられていない。Yの場合、〈現実地名〉と〈伝承〉とを結びつけてしまうと、現在も天皇支配が及んでいない国ということになってしまう。国防上重要な「基肆山」が天皇によって支配されていないということは、国家的不利につながる。〈伝承〉を根拠に〈伝承地名〉は記されてはいるが、〈伝承〉及び〈伝承地名〉の持つ意義と〈現実地名〉との間に直接のかつ合理的な関係性を持たせようと記述しているとは考えにくい。「改」を用いることは、あくまでも表記上の好字意識による改名であることを示す。更に言えば、〈現実地名〉は意図的に伝承内容と距離を置くように記述しようとしていることも想起させる。

## 結

以上、本論考では「訛」「改」を用いる場合の編纂意識の差異を考察した。「訛」は〈伝承〉を根拠とした〈伝承地名〉を正統なものとする意識が備わっていた。一方、「改」は伝承内容とは関わらず〈伝承地名〉の表記面のみに着目して、その表記をよりよいものへと改める好字意識が認められた。ここに〈伝

承地名〉と〈現実地名〉との関係の捉え方の違いが現れている。またこの差異は、〈伝承〉の内容を含めて〈伝承地名〉を見るかどうかという意識の違いに基づいていた。このように、「訛」「改」による地名改名は編纂意識の異なりが見られるという点で、区別すべきものだと考えられる。

『肥前国風土記』において重視された〈伝承地名〉をめぐる、編者は「訛」「改」という異なる二つの見方をしてきた。このことは、〈伝承地名〉を重視する『肥前国風土記』の表現・表記意識を考察する上で無視できない問題と考える。

## 〔注〕

(1) 『肥前国風土記』では「訛」が十二例、「改」が六例ある。また『豊後国風土記』では「訛」が六例、「改」が三例ある。

(2) 荻原千鶴「豊後・肥前国風土記の地名叙述」『国語と国文学』第八一卷第十一号 二〇〇四年十一月

(3) 服部宇之吉校訂『漢文大系第十二卷』富山房 一九三三年五月八日

(4) 『國寶 漢書 宋慶元本 上卷』勉誠社 一九七七年九月

(5) 許慎撰 段玉裁注『説文解字注』上海古籍出版社出版 一九八一年十月。以下『説文』の引用はすべてこれに拠る。

(6) 本文の引用は、秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』（岩波書店 一九七六年四月三十日）に拠った。

- (7) 前掲『風土記』(注6) 解説の一五頁
- (8) 前掲『風土記』(注6) 解説の一三頁
- (9) 『和刻本正史 漢書(影印本)』(二) 『汲古書院  
一九七三年九月
- (10) 秋元祐哉「風土記の『望』『覽』『見』——天皇国見儀  
礼の観点から——」『埼玉大学国語教育論叢』第六号  
二〇〇三年十一月八日
- (11) 『肥前国風土記』では天皇・皇族・天皇の使者の登場す  
る伝承が三十三例、「天皇のみ世」として天皇を登場さ  
せる伝承が三例あり、伝承中に天皇の存在を取り入れよ  
うとする姿勢が強いと考えられる。
- (12) 船帆郷条には「諸の氏人等、落擧りて船に乗り、帆を擧  
げて、三根川の津に參集ひて、天皇に供へ奉りき。」と  
あり、天皇の下にやってくることは服従を表す行為だと  
捉えられる。
- (13) 『国史大辞典 第四卷』吉川弘文館 一九八四年二月一日

(埼玉大学大学院生)